

「港湾運送事業法施行令の一部改正」及び「港湾運送事業法施行規則等の一部改正」に対する主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

1. 港湾運送事業法施行令の一部改正関係

①港湾の指定関係

<お寄せ頂いたご意見>

法の適用対象となる港湾の見直しについて、(1) 公平・公正な港湾運送秩序を維持し、現在指定港において事業を営んでいる事業者と同じ条件の下で競争ができるよう、愛媛県の三島川之江港を指定港に加えて頂きたい(17件)、(2) 北米航路、欧州航路の拠点である常陸那珂港、志布志港について早急に指定港化すべきである(1件)、(3) 今後の指定港の指定に当たっては、最近〇年にわたり年間〇〇トン以上取扱う港湾は指定港化するなど、指定がスムーズにおこなわれるようにすべきである(1件)の計19件頂きました。

<国土交通省の考え方>

指定港の指定に当たっては、取扱貨物量、周辺の指定港への影響、港湾整備計画等を総合的に勘案して判断することとしており、指定港の追加及び解除については、引き続き検討してまいります。

2. 港湾運送事業法施行規則等の一部改正

①労働者保有基準関係

<お寄せ頂いたご意見>

現行の労働者保有基準について、より実情に即した基準への見直しを行って頂きたい(2件)。

<国土交通省の考え方>

一般港湾運送事業等の事業許可の基準である労働者保有基準等については、今後、社会経済情勢の変化に即した各港の実情や、事業者等関係者の意見を踏まえながら検討してまいります。

②港湾の分類の関係

<お寄せ頂いたご意見>

港湾の分類として一種港、二種港及び三種港を定めているが、今後、取扱量の推移を勘案して港湾の分類変更を行うべきである(1件)。

<国土交通省の考え方>

一種港、二種港、三種港の分類については、今後、社会経済情勢の変化に即した各港の実情や、事業者等関係者の意見を踏まえながら検討してまいります(1件)。

③過度なダンピング防止関係

<お寄せ頂いたご意見>

過度なダンピングを防止するため、許可申請時の添付書類として適切な運賃・料金で

あることを示す書類などを添付させるべきである（1件）。

<国土交通省の考え方>

過度のダンピングに対しては、緊急監査制度や料金変更命令制度等を今後とも適切に運用してまいります。

- ※ 類似のご意見については、趣旨を損なわない範囲で、適宜まとめさせて頂きました。
- ※ 頂いたご意見のうち、本件に直接関係がございませんでしたご意見についても、今後の制度運用の参考とさせていただきます。